

事務連絡  
平成21年2月12日

福井県後期高齢者医療広域連合事務局長 殿

厚生労働省保険局  
高齢者医療課長

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の施行につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成21年2月10日付福高域第232号により要望のありました事項について、下記のとおり回答いたします。

## 記

- 1 制度見直しに関する検討は、早期に実施し、その決定事項については、適時適切に情報提供を行うこと。

(回答)

長寿医療制度については、高齢者にも納得していただけるよう見直しを行うことが必要であり、現在、政府においては、「高齢者医療制度の見直し検討会」で議論を重ねるとともに、与党においても、春を目途に基本方針をとりまとめることとされています。

今回の見直しに当たっては、地方公共団体の意見も幅広く聞きながら進めるとともに、決定事項については、速やかに周知を図ることとしています。

- 2 資格証明書の運用について、国の統一基準を提示すること。

(回答)

資格証明書の運用については、高齢者が医療を受ける機会が損なわれないよう、昨年6月の政府・与党決定において「相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用する」こととされ、広域連合ごとに各地域の生活様式、生活水準等を考慮した上で統一的な運用基準を定めて適切に対応していただくこととしています。

一方で、各広域連合からは、それぞれの広域連合が運用基準を独自に策定することは難しいという意見も聞いており、このため、本日（2月12日）開催の全国会議において、厚生労働省から、資格証明書の運用基準についての具体的な参考例をお示しし、御議論いただくこととしております。

- 3 個別減免の統一した適用基準を国が提示するとともに、財源補填についても国が行うこと。

(回答)

保険料の軽減措置については、被保険者均等割額については政令で7割軽減・5割軽減・2割軽減という基準を定めるとともに、昨年6月の政府・与党決定に基づき低所得者に対する保険料の更なる軽減措置（平成21年度から、均等割について9割軽減、所得割について5割軽減）を講じることとし、その平成20年度分及び21年度分の財源については、全額を国費で負担することとしたところです。

一方で、保険料の減免措置については、こうした全国一律の基準による軽減以外に、被保険者の収入や生活環境の変化等、個々の状況や地域の実情に応じ、各広域連合において判断し、適用するものであるため、国において画一的な基準を設定したり、財源補填を行うことは馴染まないと考えておりません。

- 4 本制度の円滑な運営に係る補助金・交付金の交付基準等については、早い段階で提示すること。

(回答)

平成20年度における補助金・交付金に係る交付要綱（交付基準）等については、制度開始初年度である中で関係部署との調整により遅れておりますが、広域連合には事前に要綱案の段階からお示しさせていただいており、近日中には内示額のご連絡をさせていただく予定です。

また、平成21年度におきましては、制度を運営する広域連合及び構成市町村において、円滑に事務処理ができるよう、できる限り早い段階で、お示ししてまいります。

以上